

第7章 輸入関係について

1 輸入検査を受検する必要のない高圧ガス

- (1) 高圧ガスタンカーによる液化石油ガス、液化天然ガス等
- (2) 以下のアからウに掲げる高圧ガスであって、輸入者が検査を要しない輸入高圧ガスの規定に合致していることの確認を行い、「輸入規制適用除外確認証明書」を提出したもの
(参考通知：平成30年2月27日付け20180222保局第4号「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」)
 - ア 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス
 - イ 自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス
 - ウ 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれている消火器内における不活性ガス
- (5) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填したものに限り。）内における高圧ガス
- (6) 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器等内の高圧ガス
- (7) 航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガス
- (8) 保安法第3条において適用除外とされている高圧ガス（エアゾール容器等）
(参考通知：令和元年6月14日付け20190606保局第11号「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」)

2 高圧ガスの輸入に関する注意事項

- (1) 輸入高圧ガスの移動
輸入高圧ガスは、検査を受け、技術上の基準に適合していることが確認された後でなければ移動してはならない。ただし、輸入検査前に行われる船舶又は航空機からの荷役作業に伴う移動など、輸入検査を実施するうえで必要不可欠な移動については「移動」には含まない。
- (2) 輸入高圧ガスの貯蔵
輸入高圧ガスの数量が、液化ガスの場合3000kg、圧縮ガスの場合300m³以上の場合、おおむね2時間以上存置すると、高圧ガスの貯蔵となるため、許可又は届出された貯蔵所において行う必要がある。
- (3) 輸入高圧ガスの販売
輸入高圧ガスを消費者等に販売する場合、販売所ごとに保安法第20条の4に規定する販売事業の届出が必要となる。
- (4) 輸入検査の申請単位
輸入検査は、高圧ガスを輸入する都度申請が必要である。ただし、複数の種類の高圧ガスを同一船舶等に積載して輸入する場合等、船荷証券ひとつにつき、1件の申請とすることができる。
また、圧縮ガスと液化ガスを同時に輸入する場合については、液化ガス10kgを圧縮ガス1m³とみなして、圧縮ガスの容積として合算し、手数料を算定することができる。

3 輸入検査申請（保安法第22条第1項）

上記に該当しない高圧ガスを輸入する場合、以下の必要書類を揃え、申請を行わなければならない。なお、書類の内容が適正であることを確認した後に検査を実施するため、期間に余裕を持った申請を行うこと。

(1) 必要書類

ア 輸入検査申請書

作成例参照

イ 輸入高圧ガス明細書

作成例参照

ウ 輸入高圧ガス明細書に記載のある項目を証明するための書類

(ア) 船荷証券（B/L）、仕入書（インボイス）又は包装明細書（パッキングリスト）

陸揚地を確認する、輸入者を確認する、及び高圧ガス名、数量を確認するために必要。

(イ) 充填証明書

充填事業所の名称、所在地及び高圧ガス充填量を確認するために必要。

(ロ) 分析証明書

高圧ガスの成分を確認するために必要。

(ハ) 容器成績書

公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器成績書等により、容器の種類の確認をするために必要。

(ニ) 容器製造承認証等

輸入高圧ガスの容器規格を製造及び検査することを承認された書類により、容器製造所を確認するために必要。

エ 輸入高圧ガスの容器に関する安全度試験に合格することを示す書類

(ア) アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国（以下「UK」という。）、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格（ドイツ連邦共和国、フランス共和国、UK がそれぞれの国内法令に基づき採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む。）に適合することを示す書類

ただし、前記ウ(ハ)の容器製造承認証等で適合することが確認できれば添付は不要。

(イ) 上記に該当しない規格の容器の場合、保安法第44条第4項の容器検査の基準に適合することを示す書類（当該規格の日本語訳、当該規格が受けるべき検査項目と保安法第44条第4項の比較表）

オ 貯蔵又は保管場所が貯蔵所である場合の申請届書の写し

(2) 必要書類作成例

ア 輸入検査申請書

(法第 22 条第 1 項関係)		様式 B-54	
輸 入 検 査 申 請 書	<input type="checkbox"/> 一般	× 整 理 番 号	
	液石 冷凍	× 検 査 結 果	船荷証券 (B/L) 等で確認できる輸入時の所有者が申請すること。
		× 受 理 年 月 日	
名 称	消防物産株式会社		
事 務 所 (本 社) 所 在 地	広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号		
高 圧 ガ ス の 種 類 及 び 数 量	液化炭酸ガス 5200 kg (52.0 kg × 100 本)		
陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日	広島港		船荷証券 (B/L) 等又はインボイスで確認できる陸揚地を記載すること。
	〇〇年〇〇月〇〇日		
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	広島市南区出島〇丁目〇番〇号 消防倉庫株式会社 2 号倉庫 (第二種貯蔵所)		
〇〇年〇〇月〇〇日			
代表者 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇			
広 島 市 消 防 局 長 様			
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。			
2 ×印の項は記載しないこと。			
3 () 内は該当する一機関名を記載すればよい。			

イ 輸入高圧ガス明細書

該当しない規則名を削除等する。

(一般則、液石則)		様式 B-55	
輸入高圧ガス明細書			
製 品 名	液化炭酸ガス	充填証明書に記載のある圧力表示を記載し、それが国際単位系 (SI) でない場合は、換算したのも併せて記載する。	
使 用 目 的	船舶用消火設備		
高 圧 ガ ス の 圧 力	5.8MPa (58bar)	分析証明書等に記載のある数値を記載する。	
高 圧 ガ ス の 成 分	炭酸ガス 99.9 パーセント		
高 圧 ガ ス の 数 量	52.0 kg×100 本 (5200 kg)	充填証明書に記載のある数値及び事業所データを記載する。	
充てん事業所	名 称		
	所 在 地	〇〇,〇〇,Busan, Korea	
容 器 の 種 類	容 器 規 格 名	アメリカ DOT	製造承認証等で確認できる規格名を記載する。
	規 格 番 号	DOT-3AA	
	容 器 記 号 ・ 番 号	別紙のとおり	容器成績書で確認できる数値を記載し、それが国際単位系 (SI) でない場合は、換算したのも併せて記載する。
	耐 圧 試 験 圧 力	25MPa (3625psi)	
	最 高 充 て ん 圧 力	15MPa (2175psi)	
内 容 積 (又 は 内 容 量)	82.5 リットル		
容 器 製 造 所	名 称	〇〇China CO.LTD	製造承認証等又は容器成績書で確認できる容器製造所データを記載する。
	所 在 地	〇〇,〇〇,Shanghai,China	
連 絡 先	名 称	消防物産株式会社	
	部 署 ・ 氏 名	設備課 〇〇 〇〇	
代 行 手 続 者	名 称	消防倉庫株式会社	
	部 署 ・ 氏 名	海外調達部 〇〇 〇〇	
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。			
2 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記事項については、その内容を証明する書面を添付すること。			